

市区町村
受付印

令和7年度那覇市定額減税補足給付金(不足額給付)申請書(請求書)

※本書は、給付金 **対象の可能性のある方** 向けの申請書です。
審査の上、支給の可否を決定しますので、申請後必ず給付金が受け取れるものではありません。
以下の「支給要件」および「誓約・同意事項」をご確認の上、内容について誓約・同意し、申請を希望される方は、右面に記入および必要書類の写しを添付し、郵送またはオンラインにて申請を行ってください。
(支給要件に該当しないまたは申請を希望されない方は、本書を破棄してください。)


(オンライン申請)

申請期限: 令和7年10月31日(金) ※消印有効

支給要件を転入前住所地へ照会する必要がある場合は、支給まで 1 か月以上かかることもあります。申請期限を過ぎた場合は支給できません。

支給要件(対象の可能性のある給付金)

以下の不足額給付 1 または 2 のいずれか(チェック有)が対象の可能性あります。

☐

不足額給付1(定額減税しきれないため令和6年度に支給した当初調整給付額に不足が生じた方に対する給付)
令和6年度に実施した当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額が、当初調整給付額を上回る方
■支給額「不足額給付時における調整給付所要額※1」－「当初調整給付時における調整給付所要額※1」
※1…調整給付所要額(1)と(2)の合算額(合算額を万円単位に切り上げます)
(1)所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額(当初調整給付時)または令和6年分所得税額(不足額給付時)
((1)<0の場合は0)
(2)個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額((2)<0の場合は0)

☐

不足額給付2(定額減税や低所得世帯向け給付等のいずれも対象とならなかった方に対する給付)
次の(1)～(3)すべての要件を満たす方
(1)令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(本人として、定額減税の対象外であること)
(2)令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税において、税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう(扶養親族等として、定額減税の対象外であること)
(例:青色事業専従者や事業専従者(白色)の方、または合計所得金額48万円超かつ1,805万円以下の方)
(3)令和5年から令和6年にかけて実施した低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
上記のほか、「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する方は、支給対象となる場合があります。
■支給額 上限4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円)
「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する方は、3万円以内の個別の支給額

誓約・同意事項

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

1 私は、上記の支給要件の不足額給付1または不足額給付2に該当します。

2 申請～給付金振込までの流れ
①申請書、本人確認書類および口座情報書類を郵送またはオンラインで本市に提出
②転入者については、不足額給付1または2の支給要件に該当するか、市が転入前住所地に過去給付金の支給状況等を照会
③支給状況等確認後、審査の上、支給決定または不支給決定の通知を送付
④支給決定となれば、指定口座に振込

3 算定の結果、0円となった場合には給付金は支給されません。

4 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

5 公簿等で確認できない場合は、市が求める関係書類(令和6年度分個人住民税の納税通知書または特別徴収税額通知書、令和6年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し(コピー)などの写し)の提出を行います。

6 市が申請書を受理した後または市が支給決定をした後、申請書(請求書)等の不備により支払が完了せず、かつ令和7年11月21日(金)までに市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

7 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

8 **不足額給付2の対象の可能性のある方の場合**、私は、令和6年度に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付)の扶養親族ではありませんでした。(当初調整給付の扶養親族だった方は、コールセンターまでご連絡ください。)

那覇市長 宛

左記記載内容に異議ありません。

受 付	審査 1	審査 2	審査 3

申請者(支給対象者)氏名 ※自署	生 年 月 日 大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日
連絡先電話番号	記 入 日
	令和7年 月 日
現 住 所	
〒	

以下について、全ての住所を記入してください。

令和6年6月3日 時点の住所
〒
令和6年1月1日 時点の住所
〒
令和5年12月1日 時点の住所
〒

添付書類(以下のAとBを同封ください)

A 振込先金融機関口座確認書類のコピー(支給対象者名義の口座)

金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が明記された書類
(以下①から③のうちいずれか1つ)

①キャッシュカードの表面および裏面
②通帳の表面および見開き面
③口座情報画面のスクリーンショット(ネットバンキング)

B 本人確認書類のコピー(有効期限内のもの)

宛名住所・氏名・生年月日が明記された書類(以下①～⑤のうちいずれか1つ)

①マイナンバーカード(表面のみ) ※マイナンバー通知カードは不可
②運転免許証(裏面に記載ある場合は裏面も)
③在留カード
④健康保険証
⑤障害者手帳または介護保険証
※法定代理人が申請する場合は、AとBの書類に加え、法定代理人の本人確認書類および登記事項証明書のコピーも添付してください。

那覇市令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)

専用コールセンター ☎0120-666-802

(平日9:00～17:00) ※不備等があった際、この番号から連絡いたします。


〈那覇市公式HP〉